M221 武豊町罹災証明書発行マニュアル

(1) 作成の目的
罹災証明とは、災害救助法や被災者生活再建支援法等による各種施策、町税等の減免等、被災者支援策を実施するにあたり、本人の申請により町長及び消防署長が家屋の被害の程度(全壊、半壊など)を証明するものです。本マニュアルは、災害発生時における被害認定調査や申請から交付までの事務手続きの流れなどをあらかじめ定め、罹災証明の発行を迅速かつ的確に行うことを目的として作成するものです。なお家屋の被害の程度について、再調査を依頼することが可能です。

(2) 対象災害
本マニュアルは、各消防署長が発行する火災**を除く**、風水害、土砂災害、地震等の災害による罹災を対象とし、災害の規模により以下に区分します。
小規模災害時 ：町内で局地的な風害、豪雨等による被害が予想される事態
大規模災害時 ：町内全域で大規模な地震や洪水等による被害が予想される事態

(3)罹災証明書発行の流れ
小規模災害時

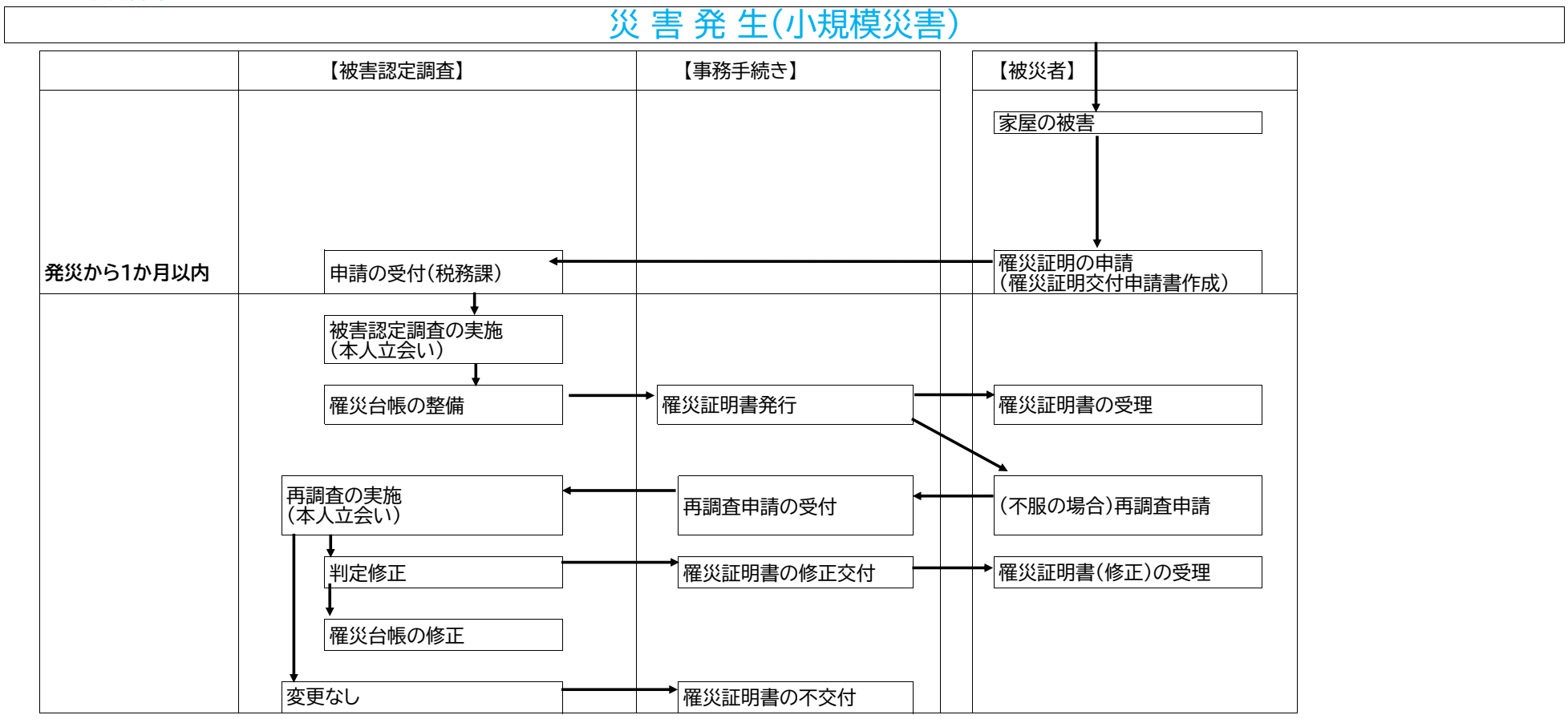

大規模災害時

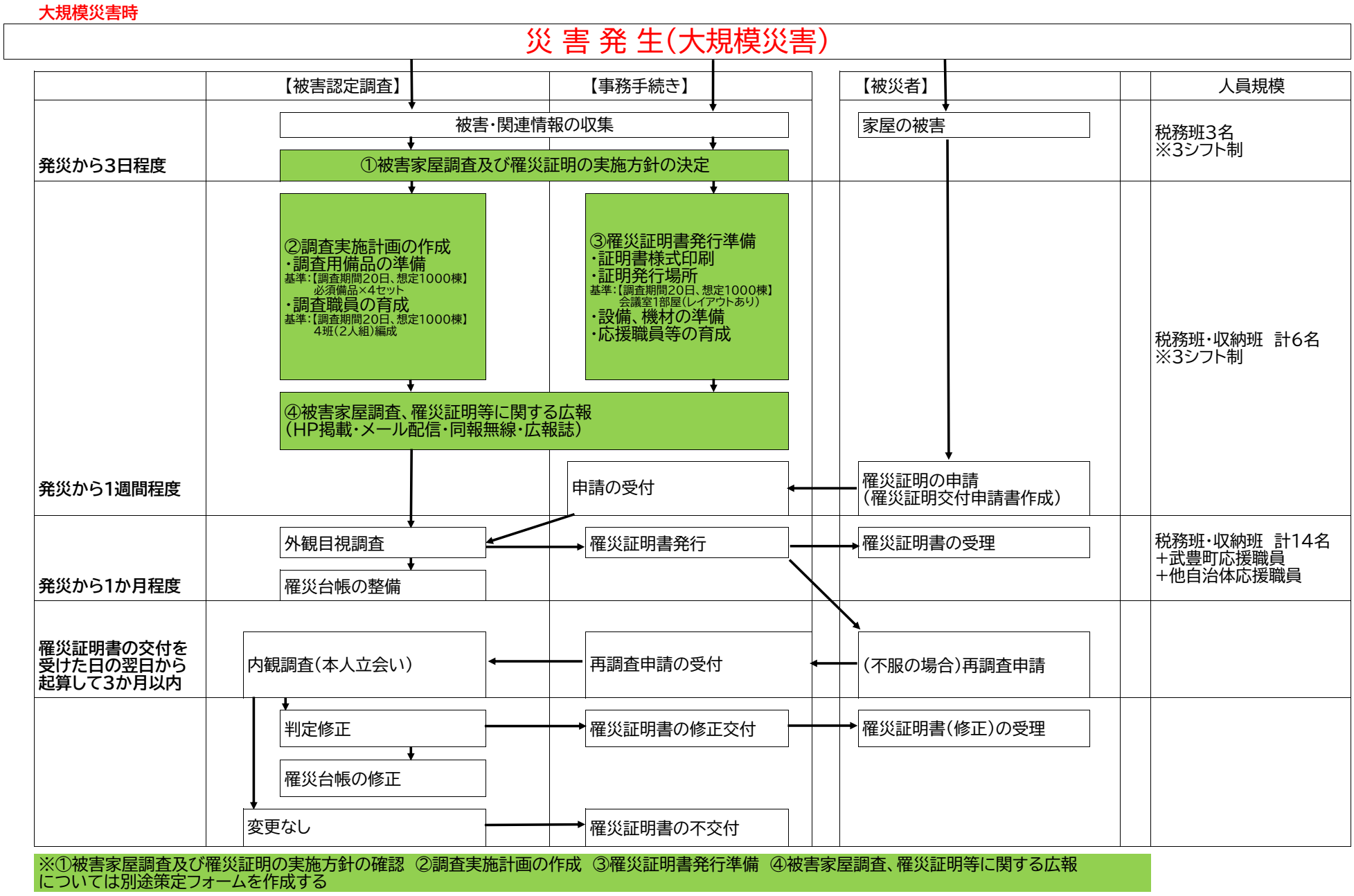

※①被害家屋調査及び罹災証明の実施方針の確認 ②調査実施計画の作成 ③罹災証明書発行準備 ④被害家屋調査、罹災証明等に関する広報については別途策定フォームを作成する